

「鳥羽市宿泊税検討委員会」委員名簿

No.	団体名	委員名	備考
1	國學院大學(学識者)	梅川智也	
2	鳥羽商工会議所	藪本竜太郎	
3	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉田一喜	
4	鳥羽市旅館組合連絡協議会	上村領佑	
5	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉川好信	
6	鳥羽市旅館組合連絡協議会	中村泰久	
7	鳥羽市旅館組合連絡協議会	野村潤	
8	鳥羽市観光協会	寺田貴晃	
9	鳥羽市温泉振興会	世古素大	
10	鳥羽観光施設連合会	山本半	
11	鳥羽市(副市長)	立花充	

鳥羽市宿泊税検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 宿泊税に関する調査検討を行うため、鳥羽市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 本市における宿泊税の検討に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間の有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、当該会議の適正な運営に支障が生じる場合など、委員長又は市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(事務局)

第9条 委員会の庶務を行わせるため、事務局を企画財政課に置く。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月30日から施行する。